

役員 の 状 況

第 3 表付表 1

法人名		①	②	③	④	⑤	申 請 時
役 員 数		人	人	人	人	10 人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		人	人	人	人	2 人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		人	人	人	人	2 人	人

役員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						就任・退任 年月日
				①	②	③	④	⑤	申請時	
仙台 太郎	〇〇市〇区〇町 〇-〇	理事長						○		就任 20.4.1
青葉 緑	〇〇市〇区〇町 〇-〇	理事	株式会 社 A の 役員					○		就任 20.4.1
仙台 一郎	〇〇市〇区〇町 〇-〇	理事	理事長 の子					○		就任 20.4.1
〇〇 〇〇	〇〇市〇区〇町 〇-〇	理事						○		就任 20.4.1
◆◆ ◆◆	〇〇市〇区〇町 〇-〇	理事	株式会 社 A の 役員					○		就任 20.4.1
△△ △△	〇〇市〇区〇町 〇-〇	理事						○		就任 20.4.1
■ ■ ■ ■	〇〇市〇区〇町 〇-〇	理事						○		就任 20.4.1
□ □ □ □	〇〇市〇区〇町 〇-〇	理事						○		就任 20.4.1
▲ ▲ ▲ ▲	〇〇市〇区〇町 〇-〇	理事						○		就任 20.4.1
** ** *	〇〇市〇区〇町 〇-〇	監事						○		就任 20.4.1
										就任日は初めて就任した日を記載

事業年度中に就任していた者に「○」を記載

就任日は初めて就任した日を記載

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 「役員 の 状況」 第 3 表 付 表 1 記 載 要 領

1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。

2 「就任等の状況」の「㉔」から「㉖」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。

なお、当該「㉔」から「㉖」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「㉔」から「㉖」）を示したものです。

3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。

- ① 役員 の 配偶者 及び 三親等 以内 の 親族
- ② 役員 と 婚姻 の 届出 を して ない が 事実 上 婚姻 関係 と 同様 の 事情 に ある 者
- ③ 役員 の 使用人 及び 使用人 以外 の 者 で 当該 役員 から 受け る 金銭 そ の 他 の 財産 に よっ て 生計 を 維持 し て いる 者
- ④ ② 又は ③ に 掲げ る 者 の 配偶者 及び 三親等 以内 の 親族 で これら の 者 と 生計 を 一 に し て いる 者

4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。

- ① 特定 の 法人 の 役員 又は 使用人
- ② ① に 掲げ る 者 と 役員 の 配偶者 及び 三親等 以内 の 親族
- ③ ① に 掲げ る 者 と 婚姻 の 届出 を して ない が 事実 上 婚姻 関係 と 同様 の 事情 に ある 者
- ④ ① に 掲げ る 者 の 使用人 及び 使用人 以外 の 者 で 当該 ① に 掲げ る 者 から 受け る 金銭 そ の 他 の 財産 に よっ て 生計 を 維持 し て いる 者
- ⑤ ③ 又は ④ に 掲げ る 者 の 配偶者 及び 三親等 以内 の 親族 で これら の 者 と 生計 を 一 に し て いる 者

5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。

なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。

- 直接 に 保有 す る 関係  
一 の 法人 が 他 方 の 法人 の 発行 済 株式 の 総 数 等 の 50% 以上 の 株式 の 数 等 を 保有 す る 場 合 の 一 の 法人 と 他 方 の 法人 と の 関係 （ 以下 「 直接 支 配 関係 」 と い い ま す 。
- 間 接 に 保有 す る 関係  
一 の 法人 及 び 一 の 法人 と 直接 支 配 関係 に ある 法人 又 は 一 の 法人 と 直接 支 配 関係 に ある 法人 が 、 他 方 の 法人 の 発行 済 株式 の 総 数 等 の 50% 以上 の 株式 の 数 等 を 保有 す る 場 合 の 一 の 法人 、 一 の 法人 と 直接 支 配 関係 に ある 法人 及 び 他 方 の 法人 と の 関係